

第2次杵築市男女共同参画プラン概要版

「男女共同参画プラン」とは

男女共同参画社会とは、男女がお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野（政治・経済・教育・家庭など）で対等に活動し、喜びや責任を分かち合える社会のことです。「男女共同参画プラン」はそれらを実現させるための計画です。

計画策定の背景

平成18（2006）年「杵築市男女共同参画推進条例」を制定

平成25（2013）年「杵築市男女共同参画プラン」を策定

その後、男女共同参画社会を取り巻く情勢の変化がありました。

平成27（2015）年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定

令和5（2023）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）改正、国の第5次男女共同参画基本計画が策定

今回これらの法や計画に即した「第2次杵築市男女共同参画プラン」を策定

計画期間は、**令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間**

計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」、「大分県男女共同参画推進条例」及び「杵築市男女共同参画推進条例」に基づく、本市の男女共同参画社会の形成を図るための総合的な計画です。
- この計画は「DV防止法」に基づくドメスティック・バイオレンス被害者支援に関する計画として策定するものです。
- この計画は「女性活躍推進法」に基づく計画として策定するものです。
- この計画は、行政機関だけでなく、企業、各種団体及び市民の理解と積極的な参加・協力を得て推進するものです。
- この計画は、国や県の計画と整合性を図りながら推進するものです。

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

男女共同参画への理解を深め、その意識を社会に定着させるため、分かりやすい情報発信を進めていきます。

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

性別にかかわらず、それぞれの生き方を認めあう意識を育てる教育・学習の推進を行います。

基本目標Ⅱ 男女の平等と人権の尊重

重点目標1 生涯を通じた健康づくりの推進

男女が互いの人権を尊重し生きていくことは、男女共同参画社会を築くために欠かせないことであることを周知してまいります。

重点目標2 人権を守る環境づくり

さまざまな人権課題について、偏見や差別を解消する取組を継続して進めていきます。

重点目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

安心して相談できるよう関係機関・団体等との連携を強化し、暴力防止に向けた相談体制の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 配偶者及びパートナーに対する暴力等の根絶

（第2次杵築市DV被害者支援基本計画）

重点目標 1 DV防止のための環境づくり

配偶者やパートナーから身体的・精神的暴力を受けた場合、**接近禁止命令**やシェルターの利用など支援体制の充実・強化を図ります。

基本目標Ⅳ 女性の活躍の推進（杵築市女性活躍推進計画）

重点目標 1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

政策・方針決定への女性の参画が進むよう、社会全体で広く女性の参画を呼びかけていきます。

重点目標 2 男女の職業と家庭生活の両立支援

希望するワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、育児や介護等における負担の不均衡を是正する取組を推進します。

重点目標 3 男性、子どもにとっての男女共同参画

性別にとらわれない持続可能な社会を形成するためにも、重要な視点であることを周知してまいります。

重点目標 4 男女がともに支える地域づくりの推進

防災分野においては、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などのニーズに対応した施策を推進します。

重点目標 5 農山漁村等における男女共同参画の推進

男性中心型の労働慣行を見直し、**ポジティブ・アクションを通じて男女間格差を是正**し、女性が活躍しやすい職場づくりを目指します。

施策の数値目標

	項目	平成 24 年度 【調査値】	第 1 次プラン 【目標値】	令和 5 年度 【調査値】	第 2 次プラン 【目標値】
1	男女共同参画ということばや意味を知っている人の割合	77.3%	100.0%	85.6%	100.0%
2	男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない人の割合	50.8%	70.0%	49.5%	70.0%
3	地域活動や社会活動において男女の地位が平等だと感じる人の割合	33.3%	50.0%	30.9%	60.0%
4	DV被害を受けた人のうち、相談した人の割合	46.4%	70.0%	37.2%	80.0%
5	各種審議会等における女性委員の割合	22.7%	40.0% 以上	37.1% *令和7年1月値	40.0% 以上
6	女性委員の割合が40%以上の各種審議会の割合	19.2%		42.3% *令和7年1月値	100.0%
7	女性委員のいない審議会等の割合	25.9%	0.0%	23.1% *令和7年1月値	0.0%
8	えるぼしの認定を受けている企業数			2社	5社
9	くるみんの認定を受けている企業数			2社	5社

*「えるぼし」は女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組が（男女の待遇差是正、キャリアアップ支援など）優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度。

*「くるみん」次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立支援が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度。

令和8（2026年）3月策定

発行者 杵築市 人権啓発・部落差別解消推進課 男女共同参画係

電話・ファクシミリ 0978-62-4799 メール：jinken@city.kitsuki.lg.jp